

セーフティネット保証5号の指定業種

指定期間: 令和3年2月1日～令和3年6月30日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	産業分類 中分類番号	指定業種
1	02	林業(素材生産業及び素材生産サービス業に限る)
2	05	鉱業、採石業、砂利採取業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業(設備工事業を除く)
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業(製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行う茶作農業、製造加工設備を有するもやし栽培農業並びに作業所内において工場的生産設備をもって行う菌床栽培方式のきのこ栽培農業及びかいわれ大根栽培農業を含む)
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業(製造加工設備を有する蚕種製造業及び蚕種製造請負業を含む)
9	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
10	13	家具・装備品製造業
11	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
12	15	印刷・同関連業
13	16	化学工業
14	17	石油製品・石炭製品製造業
15	18	プラスチック製品製造業(家具・装備品等を除く)
16	19	ゴム製品製造業
17	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
18	21	窯業・土石製品製造業
19	22	鉄鋼業
20	23	非鉄金属製造業
21	24	金属製品製造業
22	25	はん用機械器具製造業
23	26	生産用機械器具製造業
24	27	業務用機械器具製造業
25	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
26	29	電気機械器具製造業
27	30	情報通信機械器具製造業
28	31	輸送用機械器具製造業
29	32	その他の製造業(製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業、養殖から加工までを一貫作業として行う真珠養殖業並びにてい鉄修理業を含む)
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業

43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	郵便業(信書便事業を含む)
47	50	各種商品卸売業
48	51	繊維・衣服等卸売業
49	52	飲食料品卸売業
50	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
51	54	機械器具卸売業
52	55	その他の卸売業
53	56	各種商品小売業
54	57	織物・衣服・身の回り品小売業
55	58	飲食料品小売業
56	59	機械器具小売業
57	60	その他の小売業
58	61	無店舗小売業
59	67	保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業に限る)
60	68	不動産取引業(土地売買業のうち、投機を目的とするものを除く)
61	69	不動産賃貸業・管理業
62	70	物品賃貸業
63	71	学術・開発研究機関
64	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
65	73	広告業
66	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
67	75	宿泊業
68	76	飲食店
69	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
70	78	洗濯・理容・美容・浴場業
71	79	その他の生活関連サービス業
72	80	娯楽業
73	81	学校教育
74	82	その他の教育、学習支援業
75	83	医療業
76	84	保健衛生
77	85	社会保険・社会福祉・介護事業
78	86	郵便局(郵便局受託業に限る)
79	87	協同組合(他に分類されないもの)
80	88	廃棄物処理業
81	89	自動車整備業
82	90	機械等修理業(自動車修理業及び衣服修理業等を除く)
83	91	職業紹介・労働者派遣業
84	92	その他の事業サービス業(集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)を除く)
85	95	その他のサービス業(人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行う養鶏業及びふ卵業、園芸サービス業並びに家畜貸付業を含む)

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題がないものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第5項に規定する営業は除く。